

留保所得損金算入特例の延長

Q 事業協同組合における各事業年度の留保所得について、税務上の利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまで、その留保所得の32%の損金算入を認める「協同組合の留保所得の特別控除」の制度の期限が、平成19年3月31日までに終了する事業年度となっていました。平成19年4月以降の適用はどうなっていますか。

A 事業協同組合等に対する法人税法上の特例制度として、各事業年度の留保所得について、税務上の利益積立金額が出資金額の4分の1に達するまで、その留保所得の32%の損金算入が認められる。この制度が「協同組合における留保所得の特別控除」の特例である（措法61）。ただし、その出資金額が1億円以下であること、組合の員外利用割合が20%以内であることがその適用要件とされ、控除の適用を受けた留保金を3年以内に配当又は利益処分の賞与として取り崩したときは、3年以内の古い年度の留保金より益金に算入される。

出資金額が1億円を超える組合に対する適用については、平成16年度の改正によりその適用から除外され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より出資金額1億円以下の組合に対してのみに適用されることとなっている。

出資金額1億円以下の事業協同組合を対象とするこの制度は、平成19年度税制改正により、特定共済組合及び特定共済組合連合会を除外し、その適用期限を平成21年3月31日まで、2年間延長されることとなった。